

東京医療センターで病院実習を行う医学生に許可される医行為の範囲に関する院内指針

<本指針について>

本指針は平成 31 年 7 月 31 日 医政発 0730 第 84 号 厚生労働省医政局長を通じ「医学部の臨床実習において実施可能な医行為について」に基づき東京医療センターにおいて病院実習を行う医学生に許可される医行為の範囲に関する指針を記すものである。

<基本となる考え方>

- ・ 全ての医行為は、その対象となる患者に対して不利益を及ぼす可能性がある。その中で、医師に代表される医療専門職者は、国家資格としての免許、および患者もしくは患者代理人のインフォームド・コンセントをもってそれを行うことを許可されている。
- ・ 医学生は、医師免許証を有していない身分であり、医師免許を持って研鑽を行っている研修医と同様の医行為を行うことは許可されない。一方、病院としては、当該病院での実習が医学生の技術向上に寄与するよう、患者に対する安全への十分な配慮を行った上、限定された範囲内での医行為を許可することが求められる。

<許可できる医行為の考え方>

- ・ その医行為が、まれではあったとしても重大な有害事象の危険性を伴っているような医行為については、学生は行うことができないか、もしくは厳重な監督下において許可される。
- ・ 医療面接や身体診察など、医療器具等を用いない医行為であったとしても、患者に対して身体的および心理的侵襲性の高い医行為に関しては、学生は行うことができないか、もしくは厳重な監督下において許可される。
- ・ 一方、比較的専門性の高い手技、もしくは高度な医療機器を使用する手技であったとしても、患者に対する有害性が比較的小さいと考えられる医行為については、学生が行うことを許可する。

<実際に医行為が許可される基準と責任>

- ・ 東京医療センターでは、以下の基準を満たした医学生に対して、限定的な範囲内での医行為を、指導医の監督のもとに許可する。
 - OSCE 試験に合格済みの 4 年生以上の医学生であること
 - その学生の臨床実習について、学生が所属する大学と病院が正式に契約を締結済みであること。
- ・ 病院は、院内の複数の箇所に、当院が臨床研修指定病院であり、同時に多くの医学生の実習を受け入れていること、および、医師の監督のもとで制限された範囲内での医行為を患者に行うことがあることについて、病院利用者に広く周知する必要がある。その際、医学生が行

うあらゆる医行為を拒否する権利があることについても明示する。

- ・ 以上を前提とした上、以下に挙げる具体的な医行為について、それぞれ許可される範囲を設けるものとする。

<東京医療センターで実習を行うことができる医学生に許可される医行為の範囲>

- 1) 指導医の指導・監督のもとに実施が許される医行為（医師の直接監視下で行うことが望ましい）

- ① 診察関係

問診

全身の診察（視診、打診、触診、神経学的検査）

バイタルサインチェック

簡単な器具を用いる全身の診察（聴診、舌圧子の使用、血圧、神経学的診察）

高齢者の診察（ADL 評価、高齢者総合機能評価）

- ② 記録

診療録の記載（実習生として発行されたIDでログインした上で行う記載）

- ③ 臨床検査

検尿、検便、検痰

血液型判定、交差適合試験

心電図

経皮的酸素飽和度モニタリング

- ④ 手技的なもの

清潔操作

手指消毒

ガウンテクニック

体位変換

静脈採血（臨床経験二年以上の医師の直接監視下で行う）

静脈確保（臨床経験二年以上の医師の直接監視下で行う）

- ④ 治療

精神科診察以外における一般的な健康教育

診療計画の作成

2) 指導医の指導および直接監視のもとに実施が許される医行為

①記録

入院・退院時サマリの記録

②診察

耳鏡・鼻鏡

眼底鏡

基本的な婦人科診察

乳房診察

直腸診察

前立腺触診

③手技

気道内吸引

外用薬の貼付・塗布

ネブライザー

尿道カテーテル挿入・抜去

浣腸

皮膚消毒

包帯交換

ガーゼ交換

抜糸

止血処置

エアウェイによる気道確保

肛門鏡

手術の補助

皮下、皮内、筋肉内注射

一次救命処置

胸骨圧迫

バックバブルマスクによる換気

AED

創傷処置

熱傷処置

電気ショック

固定など整形外科的保存療法

④検査

微生物学的検査(Gram 染色含む)

妊娠反応検査

腹部超音波検査(医師・検査技師の実施に連続して行う)

心臓超音波検査(医師・検査技師の実施に連続して行う)

簡易血糖測定

交差適合試験

アレルギー検査(塗布)

発達テスト、知能テスト、心理テスト

⑤治療

処方薬(内服薬、注射、点滴など)のオーダー

食事指示

安静度指示

典型的な術前・術後管理の指示

酸素投与量の調整

3)原則として指導医の実施の介助または見学にとどめさせる医行為

動脈採血

食道、胃、大腸、気管、気管支などの内視鏡検査

造影剤注入による検査

腰椎穿刺

嚢胞穿刺

胸腔穿刺、腹腔穿刺、関節穿刺

骨髄穿刺

胃管挿入

バイオブシー

中心静脈穿刺

輸血

切開排膿

静脈内注射

膣分泌物採取

ギブスカット

皮膚縫合

紹介状の作成

各種診断書、検案書、証明書の作成

患者・家族への病状の説明

分娩介助

小児からの採血

カニューレ交換

気管挿管